

1. Press Releases/Topics

「地方銀行フードセレクション2019」出展企業さまを募集します。

全国に向けた販路の拡大を希望する「食」関連の企業さまと、地域色豊かな安全で美味しい食材を求める食品担当バイヤーさまとの商談会の場を提供します。出展企業さまは、会場内で展示ブースを設け、「こだわり」のある自社製品を展示し、試飲、試食を通じて、全国から来場する食品担当バイヤーさまへ、幅広くPRを行なうことができます。(出展費用について、市町村等の補助金を活用できる場合がございます。)

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

名称	地方銀行フードセレクション 2019
内容	全国に向けた販路の拡大を希望する「食」関連の企業さまと、地域色豊かな安全で美味しい食材を求める食品担当バイヤーさまとの商談会の場を提供します。
日程	平成31年9月19日(木)、20日(金) 開催時間は両日とも10:00~17:00
会場	東京ビッグサイト 南展示棟 南1~4ホール (東京都江東区有明3-11-1)
対象	こだわりの逸品や地元特産品を生産・加工・販売を行う企業さま。
出展料	1小間 250,000円 2小間 450,000円(税抜)
募集期間	平成31年3月1日(金)~7月31日(水)(募集枠に達し次第、締め切り)
主催	十六銀行ほか地方銀行(昨年度実績54行)
照会先	法人営業部 地域開発グループ(TEL:058-266-2523)

法人営業部内に「経営承継支援室」を新設いたしました。

近年、企業経営者の皆さまが世代交代の時期を迎える中で、自社の株式や不動産等を次世代に移す資産の承継のみならず、経営を「誰にどのように継がせるか」という「経営の承継」が、企業経営者さまにとっての大きな悩みとなっています。

当行では、平成31年3月1日付で『経営承継支援室』を新設し、経験豊富なスタッフを揃えるとともに、お客さま対応する全行員が事業承継の課題解決に必要な知識を習得し、全店において企業経営者さまのこうした悩みに寄り添い、想いを繋ぐお手伝いをしていきます。

設置日	平成31年3月1日
設置場所	法人営業部内
人員	8名(うち支店長経験者4名)
業務内容	<p>【事業承継サポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者さまのビジョンに即した承継プランを提案し、円滑な事業承継をお手伝いいたします。 <p>【M&Aサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者不在などの問題解決や、企業の成長戦略における課題解決に向けたM&Aの活用をお手伝いいたします。
お問い合わせ	フリーダイヤル 0120-552-616

「BIDV ビジネスセミナー & 交流会」を開催します。

当行は、ベトナム・ハノイにて、ベトナム投資開発銀行(BVDV)と同行提携の日系金融機関15行との共催により、「BIDVビジネスセミナー&交流会」を開催いたします。

セミナーでは、「ベトナムにおける事業リスクの傾向と対策」、「AOTS(一般財団法人海外産業人材育成協会)の活用法」をテーマとした講演などを実施いたします。交流会では、参加企業さまの情報交換や交流の場を提供いたします。

名 称	BIDV ビジネスセミナー&交流会
日 時	平成 31 年 4 月 18 日(木) 15:30~19:30(受付開始 15:00)
会 場	シェラトンハノイホテル
主 催	ベトナム投資開発銀行(BIDV)
共 催	当行ほか、日系金融機関 15 行
内 容	【第1部】セミナー ① BIDV ジャパンデスクの紹介 ② 講演:「ベトナム事業リスクの傾向と対策」 講師:東京会場日動リスクコンサルティング株式会社 シニア・リスク・コンサルタント 林 将大 氏 ③ 講演:「AOTS の“超”活用法」 講師:一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)バンコク事務所 次長 戸田 英信 氏 【第2部】交流会
定 員	約 220 名(うち当行お取引さま 約 25 名)
参加費	無料
申込期限	平成 31 年 3 月 29 日(金)
照会先	十六銀行 法人営業部 海外サポート室 (TEL:058-266-2693)

「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催します。

当行は、タイに拠点を持つ地方銀行19行と共同で、「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催いたします。

本交流会は、タイに進出している各行のお取引さまに日系企業間の情報交換の場を提供することでビジネスにつなげていただくことを目的としています。今回は、昨年に引き続き4回目(当行も4回目)の開催となり、北海道から九州まで日本全国のお取引さま約500社が参加する日系企業対象としてはタイ最大規模の交流会となります。

名 称	「タイ日系企業ビジネス交流会」
日 程	平成 31 年 5 月 17 日(金)17:00~20:00(16:30 受付開始)
場 所	タイ王国バンコク バンコク マリオット マーキス クイーンズパーク 2階
主 催	バンコクに拠点を有する当行を含む地方銀行 20 行の共催
内 容	① セミナー(17:00~20:00) テーマ:「異文化の中でのアンガーマネジメント」 講 師:一般社団法人日本アンガーマネジメント協会 代表理事 安藤 俊介 氏 ② ビジネス交流会(18:30~20:00)
募集企業	タイに進出しているお取引先日系企業
定 員	全体で約500名
照会先	十六銀行 法人営業部 海外サポート室 (TEL:058-266-2693)

平成30年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」公募期間中！

平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募が開始しています。当行は、全店舗が「認定支援機関」となっており、お客様の補助金申請や、事業計画の策定を全面的にサポートさせていただく体制となっております。これから、各種補助金にチャレンジされる企業様におかれましては、バックアップさせていただきますので、ぜひご相談ください。

名称	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」
公募期間	公募開始 平成31年2月18日(月) 第一次締切 平成31年2月23日(土)(締切期日到来済) 第二次締切 平成31年5月8日(水)
概要	足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。
補助対象者	認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。 ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
補助対象経費	1. 一般型 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。 補助額:100万円～1,000万円、補助率:2分の1以内(※1) 2. 小規模型 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。 補助額:100万円～500万円、補助率:2分の1以内(※2) (※1.2)条件により、補助率は3分の2となる場合があります。
照会先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ(TEL:058-266-2523)

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
4月2日 (火) 13:45~15:05	4月2日 (火) 13:30~15:00
4月9日 (火) 13:45~15:05	4月9日 (火) 13:30~15:00
4月16日 (火) 13:45~15:05	4月16日 (火) 13:30~15:00
4月23日 (火) 13:45~15:05	4月23日 (火) 13:30~15:00
(渡辺弁護士/お1人さま20分)	(山口弁護士/お1人さま30分)
	※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
4月3日 (水) 13:00~16:00	4月11日 (木) 13:00~16:00
4月18日 (木) 13:00~16:00	
PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)	星が丘支店会場
4月4日 (木) 13:00~16:00	4月17日 (水) 13:00~15:30
	(全会場 小野税理士/お1人さま30分)
北長良支店会場	
4月10日 (水) 13:00~15:30	

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 「平成 31 年度向け設備貸与制度説明会」の開催

受付中！

主 催	(公財)あいち産業振興機構
内 容	<p>設備貸与制度とは、当機構が申込者に代わって、ご希望の機械販売業者から機械・設備を購入し、「割賦販売」又は「リース」する制度です。</p> <p>担保は原則不要、保証金も徴収しないなど大変利用しやすい制度となっています。</p> <p>また、この制度は、金融機関や信用保証協会の借入枠とは別枠でご利用いただけますので、信用保証料も不要です。この制度の説明会を以下のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。</p> <p>※本事業の実施にあたっては 2 月定例県議会での当初予算成立が前提となります。</p>
日 時	平成 31 年 4 月 8 日(月) 14:00～15:00
場 所	公益社団法人あいち産業振興機構 14 階セミナールーム (名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち)
参加費	無料
照会先	(公財)あいち産業振興機構 http://www.aibsc.jp/tabid/62/Default.aspx

➤ 「キャッシュレス・消費者還元事業」に係る中小・小規模事業者向け説明会の開催

受付中！

主 催	中部経済産業局
内 容	<p>経済産業省では 2019 年 10 月の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。</p> <p>中小・小規模事業者の方々を対象に、本制度の概要と関連施策に関する説明会を開催します。</p> <p>14:00～14:05 開会 14:05～15:00 キャッシュレス・消費者還元事業について 15:00～15:30 関連施策の紹介</p> <p>(1) 中小企業生産性革命推進事業(サービス等生産性向上 IT 導入支援事業等) (2) 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置(補助金等)</p>
日 時	平成31年3月26日(火) 14:00～15:30
場 所	中部経済産業局2階大会議室 (愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 2 号)
定 員	50 名(先着順)
申 込	中部経済産業局ホームページ申込フォーム https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chubu01/20190326ryusa
参加費	無料
照会先	中部経済産業局 産業部流通・サービス産業課 http://www.chubu.meti.go.jp/c51ryutu/190307/index.html

3. 経営教室

国際税務教室

非居住者の確定申告における所得控除の範囲

所得税法上、海外勤務等により非居住者とされる者においても、日本国内で生じた所得は課税の対象となります。所得税法においては、課税の方式として、自ら申告と納税を行う申告納税方式と源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税方式が採用されています。非居住者の課税方式は一般的に源泉分離課税方式とされますが、非居住者が不動産の貸付を行っている場合など、一定の場合には源泉分離課税ではなく申告納税方式によるものとされます。申告納税方式による場合には、非居住者であっても確定申告を行うことが必要となります。その場合、適用を受ける所得控除について迷う場合も少なくありません。

非居住者が確定申告をする場合に適用ができる所得控除は、雑損控除（国内にある資産について生じた損失のみが対象とされます）、寄付金控除、基礎控除の三つに限定されています。しかし、非居住者のなかには年の途中で海外赴任をするなど、一年間の中に居住者期間と非居住者期間との両方を有する者もみられます。そのような非居住者の確定申告は、居住者の期間に生じた所得と非居住者の期間に生じた所得を合計して行うこととなります（※）が、その場合には、居住者の期間に支払った医療費や社会保険料、生命保険料等の居住者期間の所得控除の額が控除の対象となります。また、扶養控除等の人的控除については、「納税管理人の届け出」を提出している場合にはその年の12月31日の現況で、届け出の提出がない場合には非居住者となった時の現況により判定することとなります。（※）非居住者となるまでの間に生じた所得についての確定申告の提出期限は、「納税管理人の届け出」の提出の有無により異なります。

国内税務教室

法人向け保険商品の見直し

各生命保険会社は、国税庁が法人向け保険商品に対する課税の取り扱いを見直す方針を受け、法人向け保険商品の一部について、販売を一時停止することを決定しました。販売停止となった法人向け保険商品は、支払時は保険料の全額が損金算入され、中途解約すると保険料の大部分が解約返戻金として戻ってくる、いわゆる「節税保険」と言われるものです。見直しの背景には、保険本来の相互扶助の趣旨に反し、節税のメリットを過度に強調した保険商品が販売されていることが挙げられます。過去には、2006年に長期損害保険が全額損金から一部損金に改正、2008年に逡増定期保険が全額損金から一部損金に改正され、直近では2012年に、がん保険が全額損金から一部損金に改正された経緯があります。

信義則の観点から、既に払い済みの保険料部分については、遡及して取り扱いが変わることはないと考えられます。しかし、契約済みの全損タイプの保険商品でも、改正内容によってはその影響を受ける可能性があります。それは改正後の保険契約から適用ではなく、改正後の支払保険料から適用とした場合には、既存契約でも改正の影響を受けることとなります。

いずれにせよ、国税庁は今後パブリックコメントを実施したのちに、法人向け保険商品の課税の取り扱いに関する通達を出す予定です。少なくともピーク時の解約返戻率が50%を超える保険商品については、保険料の全額を損金不可とするという案が、国税庁と各生命保険会社の間で協議されていることから、これらの商品について、何らかの見直しが行われることが予想されます。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

技術をデザインする！

「使い易い」だけでなく「使ってみたくなる」デザインのものづくり

<キーワード> ソーシャルデザイン、医療福祉機器、リハビリ用歩行器

工業製品から福祉機器まで、デザイン思考によって技術をより使いやすい形へと導く、名古屋工業大学大学院 工学研究科 社会工学専攻所属の井上雅弘教授。

素材や機構を生かしながら感性に訴えかけるデザインで使い手に寄り添った製品を生み出すとともに、デザイン系の学生だけでなく情報や機械など異分野の学生を巻き込んだものづくりプロジェクト「Edison PJ」（エジソンプロジェクト）を掲げ、デザインとエンジニアリングを統合した創造教育の活性化に取り組んでいる。

体験と関係性をデザインする「UX デザイン」や、様々な社会問題を多角的なデザインアプローチによって解決する「ソーシャルデザイン」にも取り組み、問題解決の手法としてのデザインの在り方を研究、実践している。アイデアをどんどん形にして、使う人のモチベーションに刺激が与えられるようなデザイン、不可能を可能にするデザインを目指す。



◇患者が自ら使いたくなる脚式歩行器のデザイン

受動歩行とは、足の付け根と膝を軸とする二重の振り子運動を利用して少ないエネルギーで効率よく歩くことができる歩行方式である。本学電気・機械工学専攻の佐野明人教授が研究する受動歩行の原理から生まれた脚式歩行器をベースにして、患者にとってより魅力的なデザインを追求している。



写真1
デザイン思考によって開発した
脚式歩行器の最終モデル

病院やリハビリ施設などで使われている歩行支援器具の多くは、リハビリのための機能のみを重視しているため、患者が自ら「使ってみよう」と思えるような歩行支援器をデザインすることで、ハード面から患者のモチベーションを向上させ、継続的かつ主体的なリハビリにつなげることを目標にしている。

また、従来の歩行器は安定性が重要視されているため、本来の歩行に必要な重心移動を適切に行うことができないが、脚式歩行器には前方への重心移動を促したり上半身と下半身の連携を促したりする仕組みがあり、本来の歩行に近い状態でリハビリすることができる。

脚式歩行器の開発では、軽い素材、細い部材を用いて構成要素を単純にするなどして「軽快感」を出し、簡単に扱えることと、自分自身が歩く感覚を大切に「操作感」、包み込む形状、親しみやすい形を意識した「安心感」を設計指針に試作品を製作。理学療法士から得られた意見を試作品に反映させながら改良を重ね、最終モデル（写真1参照）にたどり着いた。

今後は、安全性の検証と、リハビリ施設等での実用性評価を更に進め、最終モデルの実用化を目指すとともに、リハビリの程度に応じた新たなモデルの作成や、玩具など別の分野への応用が期待される。

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先:
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。